

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
高齢・障害者雇用対策部  
障害者雇用対策課長

### 視覚障害者に対する的確な雇用支援の実施について

障害者の職業紹介業務の推進について、日頃よりご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、公共職業安定所における視覚障害者の就職状況を見ると、「あんま・マッサージ・指圧、鍼、灸業（いわゆる「あはき業」）」への就職が大部分を占めており、視覚障害者の職域は、依然として、伝統的な職域とされる「あはき業」に大きく依存していると言わざるを得ないのが現状であるが、近年の IT 技術の急速な発達・普及等を背景として、少なからぬ視覚障害者が事務職に就職しているなど、視覚障害者の職域の拡大も見られるところである。

一方、在職中に視覚障害を受障した者の雇用の継続が大きな課題となっているところであり、公共職業安定所における視覚障害者の雇用の促進と安定のための一層的確な支援が求められている。

そのため、下記のとおり、視覚障害者の職域の現状、視覚障害者の職業能力開発の状況、就労支援に係る情報、社会資源について整理するとともに、視覚障害者就職支援及び雇用継続支援のポイントをお示しするので、これらを活用し、視覚障害者に対する的確な支援を実施していただくようお願いする。

なお、本通知の内容については、職業能力開発局及び社会・援護局障害保健福祉部並びに文部科学省と協議済みであることを申し添える。

### 記

#### 1 視覚障害者の就職等の状況

##### (1) 公共職業安定所における職業紹介等の状況

平成 18 年 3 月 22 日付け職高障発第 0322002 号「視覚障害者の職業紹介状況の把握について」により、公共職業安定所における視覚障害者の職業紹介状況について報告いただいているところであるが、当該報告により平成 18 年 4 月から 12 月における公共職業安定所の職業紹介による視覚障害者の就職状況を見ると、産業別には、

視覚障害者の半数が「医療、福祉業」に就職しており、重度視覚障害者に限定するとその割合は約7割となっていることが特徴である。

職業別に見ると、視覚障害者の過半数、重度視覚障害者では4分の3が「専門的・技術的職業」への就職であり、さらに、この大部分（8割超）が「あはき業」への就職となっている。産業別に見た「医療、福祉業」への就職が多いのは、この「あはき業」への就職によるものであると考えられる。また、企業において社員の健康管理に携わる「ヘルスキーパー」や、介護保険法による指定介護老人福祉施設において入所者の運動機能の維持向上に携わる「機能訓練指導員」という、「あはき」の専門技能を活かした職業への就職もある。

一方、視覚障害者の14%超、重度視覚障害者についても1割超が「事務的職業」に就職していることに留意されたい。これは画面情報の音声読み上げによりアプリケーションソフトを操作することを可能とするソフトウェアをはじめとする最近のIT技術、就労支援機器の発達・普及とその活用によるものである（別添1参照）。

## (2) 視覚障害者の職域の状況

(1)で見たように、視覚障害者の職域としては、伝統的な職業とされる、いわゆる「あはき業」が占める割合が依然として大きい状況にあることは事実であるが、別添2にも示されているように、その職域は確実に拡大しており、視覚障害者の雇用を支援するに当たって、このことを的確に理解しておくことが不可欠である。

## (3) 視覚障害者の職業能力開発の状況

平成18年に実施された視覚障害者を対象とした職業訓練の実績は、別添3のとおりとなっている。

都道府県が実施する「障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）」により、主として、視覚障害者を対象としたパソコン技能の習得・向上のための訓練が実施されている。

視覚障害者の職域の拡大を支える基盤として、このような職業能力開発の機会が充実してきていることを的確に理解しておくことが不可欠である。

## (4) 視覚障害の状況

視覚障害は、視力の障害だけでなく、視野や色覚に障害がある場合もあり、また、先天的な障害である場合もあれば、病気や事故による中途障害である場合もある。このように、その状況や程度は様々であり、「見え方」も個人により異なっていることを確実に理解しておくことが、視覚障害者の的確な支援を行う上で、特に重要である。

## 2 視覚障害者の雇用の促進と安定のための支援

公共職業安定所における視覚障害者の雇用支援に当たっては、視覚障害の程度や状況は様々であることを十分理解するとともに、「求職視覚障害者の就職支援」と「在職視覚障害者の継続雇用支援」の二つの柱があることに留意し、それぞれ、以下を踏まえて的確な対応を行うこと。

### (1) 求職視覚障害者の就職支援

#### ① 的確な職業相談・職業指導の実施

求職視覚障害者に対する職業相談・職業指導に当たっては、「視覚障害者の職域、すなわち『あはき業』という固定的な認識を持つことなく、上記1で見た視覚障害者の職域拡大の状況等を踏まえて、求職視覚障害者の履歴やニーズを把握するとともに、就職支援から職場定着支援まで公共職業安定所が提供できる支援について情報提供すること。

また、障害者求人事業主に対しても、視覚障害者の職域や、公共職業安定所が中心となって②のチーム支援により就職から職場定着まで支援することについての正しい理解を促すとともに、必要に応じて、視覚障害者のための就労支援機器（別添7参照）や職場において視覚障害者の職務遂行を援助する「職場介助者」の配置等に係る助成制度等に関する情報提供、求人条件の緩和・調整を行って、適切な求人確保、職業紹介を実施すること。

その際、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）において、国、地方公共団体及び独立行政法人等は、原則として、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することを拒んではならず（同法第7条）、また、国等以外の事業主は、「その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」（同法第10条）こととされていることを踏まえ、盲導犬を使用する視覚障害者の職業紹介に当たっては、求人事業主が盲導犬の同伴に難色を示す場合には、この法律の内容を説明し、適切な対応について指導すること。

## ② チーム支援の実施

平成18年4月18日付け職高発第0418001号（平成19年4月2日付け職高発第0402003号により改正）「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」（以下「連携通達」という。）の記の第3の1(2)イのチーム支援は、求職視覚障害者の就職支援においても有意義な対応であるので、チームによる支援の実施について積極的に取り組むこと。

チームの構成に当たっては、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターに加え、必要に応じて、対象視覚障害者の主治医等の眼科医療分野の専門家、視覚障害者の生活や職業に関する支援をしている団体（以下「視覚障害者支援団体」という。別添5参照）、障害者職業訓練コーディネーターの協力を要請すること。

なお、チーム支援を実施するに当たっては、対象視覚障害者にその意義等を説明の上、了解を得ること。

## ③ 求職視覚障害者の技能の習得・向上

支援を行うに当たり、新たな技能の習得、現有技能の向上が必要と判断される場合は、都道府県、障害者職業訓練コーディネーターと連携して、職業能力開発校への入校、障害者委託訓練の受講のあっせんに努めること。

なお、入校時期、開講時期等の事情から、職業能力開発校、障害者委託訓練の利用に不都合がある等の場合は、視覚障害者支援団体と相談する等により、他の

技能習得・向上の機会の確保に努めるよう配慮すること。

また、視覚障害者に係る福祉施策との連携強化、特に福祉施設から一般雇用への移行を促進していく観点からは、視覚障害者の技能の習得・向上を図る福祉施設である「国立視力障害センター」（「あはき師」となるために必要な指導・訓練教育を行う施設として全国5カ所設置）や「盲人ホーム」（「あはき業」の免許を有するが自営することや雇用されることの困難な人を対象に、必要な技術の指導を行い自立更生を図る福祉施設として全国24カ所設置）（別添4参照）について、これらの施設の利用段階から連携を図り、視覚障害者の福祉施設から一般雇用を目指した取組にも配慮されたい。

## (2) 在職視覚障害者の継続雇用支援

在職中に視覚障害を受障した者については、その雇用を継続させ、離職を防ぐことが最も重要である。

そのため、障害者職業紹介業務取扱要領（4-4手引）第2章第3節の職業指導及び同章第8節の事業主に対する指導等として、以下により、在職視覚障害者の雇用の継続を図ること。

### ① 雇用事業主の理解の促進

在職視覚障害者の雇用の継続には、当該者を雇用する事業主の視覚障害に関する正しい理解と本人の雇用継続に向けた努力への支援、そして、雇用継続の決定が不可欠である。

特に、視覚障害者の職域は確実に拡大していることについて、事業主の正しい理解を促進することが重要である。事業主による「視覚障害者の職域、すなわち『あはき業』」との固定的な認識は「視覚障害を受障→従前の職務遂行不可能→退職やむなし」という対応に容易に直結する可能性が高いことから、まず、このような認識の払拭を図ること。

その際には、企業における視覚障害者の職域としては、「あはき業」の専門技能を活かして社員の健康管理に携わる「ヘルスキーパー」や、パソコンを活用することにより事務的職務も可能であることについて、下記4の(4)を活用する等により可能な限り具体的な事例を示すこと。また、必要に応じて視覚障害者のための就労支援機器（別添7参照）に関する情報提供を行いながら、公共職業安定所が障害者の職場定着の支援もコーディネートすることについて説明して、在職視覚障害者の雇用の継続について事業主の理解を深めるよう努めること。

また、必要に応じて、身体障害者補助犬法において、国、地方公共団体及び独立行政法人等は、原則として、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することを拒んではならず（同法第7条）、国等以外の事業主は、「その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」（同法第10条）こととされていることを説明し、盲導犬の使用について理解の促進を図ること。

### ② 在職視覚障害者本人の雇用継続意欲の維持・喚起

在職中に視覚障害を受障した者本人の雇用に対する不安を軽減することが重

要である。

そのため、視覚障害者の職域拡大や職業能力開発機会の状況、視覚障害者支援団体について情報を提供するとともに、公共職業安定所が雇用事業主に対して雇用継続に向けた訓練等の障害者本人の努力への支援を求めていくことを伝え、現在の雇用を継続することを第一に支援を行っていくことを明確に示すこと。

### ③ チーム支援の実施

在職視覚障害者の継続雇用支援は、原則として、連携通達の記の第3の1(2)イのチームによる支援により実施するものとする。

チームの構成に当たっては、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターに加えて、雇用事業主の参画を得るとともに、必要に応じて、対象視覚障害者の主治医等の眼科医療分野の専門家、視覚障害者支援団体、障害者職業訓練コーディネーターの協力を要請すること。

なお、チーム支援を実施するに当たっては、対象視覚障害者にその意義等を説明の上、了解を得ること。

### ④ 在職視覚障害者の技能の習得・向上

在職中に視覚障害を受障した者の雇用継続に当たり、新たな技能の習得、現有技能の向上が必要と判断される場合は、都道府県、障害者職業訓練コーディネーターと連携して、職業能力開発校における在職者訓練の活用を図るほか、休職中の視覚障害者であって、その職場復帰のため障害者委託訓練を受講することが必要と判断される場合は、障害者委託訓練の活用を図ること。

また、入校時期、開講時期等の事情から、職業能力開発校の利用に不都合がある等の場合は、視覚障害者支援団体と相談する等により、他の技能習得・向上の機会の確保に努めるよう配慮すること。

## 3 公共職業安定所による支援についての周知等

視覚障害者の雇用の安定のためには、公共職業安定所は求職障害者の就職支援だけでなく、在職障害者の失業を防ぐための支援も行っていることについて、視覚障害者本人、事業主、医療や福祉の関係者に周知し、受障等により雇用上の課題が生じた場合には、公共職業安定所の利用が有力な選択肢として位置づけられるようにすることが重要である。

そのため、本省においては、当事者団体である（社福）日本盲人会連合、眼科医の団体である（社）日本眼科医会及び（財）日本眼科学会、事業主団体である（社）日本経済団体連合会、それぞれに対して、本通知の内容について説明し、理解を得ているところであるので、労働局及び公共職業安定所においても、以下を踏まえて、周知等を図ること。

### (1) 地域の当事者団体に対する周知等

労働局職業対策課は、都道府県の視覚障害者当事者団体を訪問し、本通知の内容を説明し、理解を得るとともに、視覚障害者に対する情報提供について協力を得ること。

### (2) 地域の眼科医会に対する周知等

労働局職業対策課は、都道府県の眼科医会を訪問し、当該地域における視覚障害者の就職状況等及び本通知の内容を説明し、理解を得るとともに、眼科医とその患者等との間における以下の事項について、協力を得ること。

- ① 患者である視覚障害者に対して、就労（継続）の可能性があることについて正しい理解を与えること。そのために、必要な補助具等の情報を提供すること。
- ② 患者である視覚障害者本人、その雇用者である事業主等の求めに応じて、当該事業主に対して、本人の残存機能、必要な補助具等について専門的助言・指導を行うこと。

(3) 地域の事業主に対する周知等

労働局及び公共職業安定所は、事業主を対象として障害者の雇用に関するセミナー等を実施する場合には、視覚障害者の職域の状況、視覚障害者の雇用継続のための公共職業安定所による支援について説明する機会を確保し、視覚障害者の雇用についての事業主の正しい理解を促進すること。

また、身体障害者補助犬法において、国、地方公共団体及び独立行政法人等は、原則として、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することを拒んではならず（同法第7条）、国等以外の事業主は、「その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」（同法第10条）こととされていることについて周知し、盲導犬を使用する視覚障害者をはじめ、身体障害者補助犬を使用する身体障害者について、身体障害者補助犬を使用することを理由として不採用としたり、雇用関係が解消されたりすることがないように、理解の促進を図ること。

(4) 地域の障害者支援機関に対する周知等

労働局及び公共職業安定所は、上記2の(1)の②及び(2)の③のチーム支援を実施するに当たっての連携先である地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の障害者支援機関に対して、地域の支援ネットワークの中で、本通知の内容について説明し理解を得ること。

(5) 地方公共団体に対する周知等

労働局及び公共職業安定所は、障害者雇用支援合同会議、都道府県障害者雇用連絡協議会、障害者雇用連絡会議の場等を活用して、都道府県の障害者福祉部局及び労働部局並びに教育委員会、市町村の障害者福祉部局及び教育委員会に対して、本通知の内容について説明して理解を得るとともに、その周知・啓発について協力を得ること。

#### 4 関係資料

現時点において障害者雇用対策課にて把握している視覚障害者支援団体、職業訓練コース及び好事例等について整理した。上記2の支援等を実施するに当たり、当該資料を参考とするとともに、当該情報を基に、地域ごとに情報の充実・整備を図りたい。

(1) 視覚障害者を対象とする職業訓練

平成 18 年に実施された視覚障害者を対象とした障害者委託訓練・特別委託訓練及び障害者職業能力開発校の視覚障害者対象訓練コース等のリストである。

別添 3：視覚障害者を対象とする職業訓練コース（都道府県別開設コース）

(2) 視覚障害者の技能の習得・向上を図る福祉施設

「あはき師」となるために必要な指導・訓練教育を行う施設である「国立視力障害センター」及び「あはき業」の免許を有するが自営することや雇用されることの困難な人を対象に、必要な技術の指導を行い自立更生を図る福祉施設である「盲人ホーム」のリストである。

別添 4：「あはき業」関連の指導・訓練教育施設

(3) 視覚障害者支援のための社会資源

視覚障害者の生活や職業に関する相談、職業能力開発、各種情報提供等を行っている団体等のリストである。

別添 5：視覚障害者の支援団体等

(4) 視覚障害者の雇用促進に関する参考図書・資料

視覚障害者の雇用に関する好事例集や、支援団体等作成の参考図書・資料のリストである。

別添 6：視覚障害者の雇用促進に関する参考図書・資料リスト

(5) 視覚障害者のための就労支援機器

障害者の就労支援機器のうち、特に視覚障害者の利用を目的として開発された機器のリストである。

別添 7：視覚障害者のための就労支援機器リスト





別添 1

## 平成18年度 視覚障害者職業紹介状況（4月～12月）

### 1 産業別就職件数

(件、%)

産業	視覚障害者				障害計		身体障害者			
		構成比	重度	構成比		構成比		構成比	重度	構成比
合計	1,274	100.0	702	100.0	33,369	100.0	19,823	100.0	7,760	100.0
農林漁業	2	0.2	0	0.0	345	1.0	112	0.6	34	0.4
鉱業	0	0.0	0	0.0	16	0.0	14	0.1	4	0.1
建設業	35	2.7	12	1.7	1,476	4.4	1,090	5.5	344	4.4
製造業	84	6.6	26	3.7	8,639	25.9	4,924	24.8	2,023	26.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.2	1	0.1	54	0.2	48	0.2	13	0.2
情報通信業	38	3.0	20	2.8	778	2.3	592	3.0	297	3.8
運輸業	20	1.6	5	0.7	2,032	6.1	1,288	6.5	350	4.5
卸売・小売業	128	10.0	44	6.3	5,364	16.1	2,768	14.0	1,049	13.5
金融・保険業	27	2.1	12	1.7	802	2.4	736	3.7	289	3.7
不動産業	16	1.3	7	1.0	356	1.1	261	1.3	109	1.4
飲食店、宿泊業	41	3.2	9	1.3	1,523	4.6	719	3.6	256	3.3
医療、福祉	644	50.5	472	67.2	3,706	11.1	2,490	12.6	1,264	16.3
教育、学習支援業	6	0.5	2	0.3	319	1.0	240	1.2	102	1.3
複合サービス事業	32	2.5	15	2.1	510	1.5	260	1.3	88	1.1
サービス業	188	14.8	76	10.8	6,790	20.3	3,818	19.3	1,372	17.7
公務・その他	11	0.9	1	0.1	659	2.0	463	2.3	166	2.1

## 2 職業別就職件数

(件、%)

職業	視覚障害者				障害計		身体障害者			
		構成比	重度	構成比		構成比		構成比	重度	構成比
合計	1,274	100.0	702	100.0	33,369	100.0	19,823	100.0	7,760	100.0
専門的・技術的職業	695	54.6	528	75.2	2,721	8.2	2,218	11.2	1,150	14.8
あんま・マッサージ・指圧、鍼、灸	582	45.7	444	63.2						
うち就職先が医療機関	160	12.6	117	16.7						
うち就職先が施術院	360	28.3	284	40.5						
ヘルスキーパー	45	3.5	39	5.6						
機能訓練指導員	13	1.0	12	1.7						
理学療法士	10	0.8	5	0.7						
ケアマネージャー	7	0.5	3	0.4						
情報処理技術者	9	0.7	4	0.6						
管理的職業	5	0.4	1	0.1	20	0.1	20	0.1	3	0.0
事務的職業	181	14.2	73	10.4	6,747	20.2	5,664	28.6	2,488	32.1
販売の職業	56	4.4	10	1.4	1,943	5.8	1,098	5.5	373	4.8
サービスの職業	75	5.9	22	3.1	2,504	7.5	1,293	6.5	445	5.7
保安の職業	17	1.3	1	0.1	674	2.0	542	2.7	125	1.6
農林漁業の職業	3	0.2	0	0.0	409	1.2	129	0.7	36	0.5
運輸・通信の職業	11	0.9	3	0.4	1,315	3.9	1,130	5.7	281	3.6
電話交換手	7	0.5	3	0.4						
生産工程・労務の職業	225	17.7	61	8.7	17,036	51.1	7,729	39.0	2,859	36.8
分類不能の職業	6	0.5	3	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0

## 3 規模別就職件数

規模別	視覚障害者				障害計		身体障害者			
		構成比	重度	構成比		構成比		構成比	重度	構成比
合計	1,274	100.0	702	100.0	33,369	100.0	19,823	100.0	7,760	100.0
1,000人以上	179	14.1	76	10.8						
500～999人	72	5.7	26	3.7	11,363	34.1	6,606	33.3	2,797	36.0
300～499人	64	5.0	28	4.0						
100～299人	152	11.9	81	11.5						
56～99人	100	7.8	49	7.0	8,006	24.0	4,685	23.6	1,725	22.2
55人以下	707	55.5	442	63.0	14,000	42.0	8,532	43.0	3,238	41.7

※ 障害計及び身体障害者の企業規模階級の区切りは「301人以上」、「56～300人」、「55人以下」である。

## 視覚障害者が実際に就いている「あはき業」以外の具体的職種例

社会福祉法人日本盲人福祉委員会「日本の視覚障害者（2004年版）」より抜粋

### ○ 大学教員

国立・公立・私立の大学及び短期大学に、常勤教員として働く重度視覚障害者が 20 人、非常勤講師として教鞭をとっている重度視覚障害者が 10 人ほどいる。専門領域は教育学、文学、社会学、法学、社会福祉学、自然科学、情報処理など多岐にわたる。

### ○ 弁護士

1973 年（昭和 48 年）から司法試験が点字で受験できるようになり、1981 年（昭和 56 年）に初めての点字合格者が出た。現在、点字で合格した 2 人、拡大読書機などで合格した強度弱視者 2 人が弁護士として働いている。

### ○ 医師

2001 年（平成 13 年）の医師法の改正により、医師免許付与の条件が変更され、全盲の視覚障害者でも医師免許が付与される可能性が生まれた。2003 年（平成 15 年）の国家試験で、医学部在学中に失明した男性が口頭試問の形式で受験して合格し、医師免許が付与された。現在、出身大学の医局で精神神経科の研修医として働いている。

### ○ 普通学校教員

点字による教員採用試験は 1970 年（昭和 45 年）代半ばから東京、大阪などで実施されてきた。1981 年（昭和 56 年）には、普通学校で教鞭をとる視覚障害教師が中心となって全国視覚障害教師の会も結成されている。1996 年（平成 8 年）、国が都道府県教育委員会に対して、障害のある教職員の雇用に努力するよう勧告した結果、点字受験の機会が大幅に増えた。現在、地方自治体が実施する教員採用試験に合格した 7 人をはじめ、教員になった後に中途失明した十数人が、晴眼の生徒を相手に教鞭をとっている。

### ○ 盲学校教員

普通科の教員は、点字による採用試験に合格して入った者が約 15 人、普通校で中途失明してから盲学校に異動した者が数人いる。これに対し、理療科教員は、全国の盲学校に約 600 人ほどいる。

### ○ 国家公務員

1991 年（平成 3 年）に、人事院が実施する一般職公務員試験の一部が点字で受験できるようになった。1996 年（平成 8 年）に初めて 2 種で合格者を出し、労働省（現在

は厚生労働省)に採用された。そのほか、特別採用や中途失明者の継続雇用により、数人の視覚障害者が働いている、また、国立視力障害センターには理療科教員が 100 人ほどいる。

#### ○ 地方公務員

1974 年(昭和 49 年)、東京都が福祉職について初めて点字試験を実施したが、これが視覚障害者の地方公務員への進出のきっかけとなった。その後、神奈川県や大阪府などでも採用試験を点字で実施するようになり、現在では約 20 都道府県が門戸を開放している。障害者特別枠で採用された者を含め、約 80 人の視覚障害の地方公務員が働いている。

#### ○ 情報処理技術者

2 年制の盲学校専攻科と 3 年制短大を含め 4 カ所の養成機関があり、年間十数人が卒業または修了している。そのほか、大学で数学を学んだ者が企業でシステム・エンジニアとして働いている例もあり、現在全国で約 60 人の視覚障害プログラマーがいる。なお、情報処理技術者試験は点字で受験することができる。

#### ○ 電話交換手

日本ライトハウスをはじめ、全国 3 カ所で養成訓練が行われている。30 年以上の歴史があり、全国で 300 人ほどがこの業務に従事している。ダイヤルインの普及や企業の合理化により雇用の機会が減少する一方、パソコンやコンピュータ・ネットワークと電話の統合化など、視覚障害者が働きにくい職場環境の拡大など、この分野における課題は多い。

#### ○ 録音ワープロ速記者

日本盲人職能開発センターで養成が行われている。当初はカナタイプを用いていたが、視覚障害者用音声ワープロの開発に伴い、現在では録音内容を直接漢字かな混じり文として入力している。一般企業に就職する例は少なく、東京ワークショップ(通所授産施設)を中心に約 40 人が働いている。

#### ○ 民間施設職員

視覚障害者を対象にした各種施設にも、かなりの視覚障害者が働いている。施設長に視覚障害者が多いが、点字図書館などには視覚障害職員が目立つ。

#### ○ 会社経営者

大部分が中途失明者で、失明前に経営していた人が多い。現役で働く社長により日本盲人経営者クラブが結成されており、約 50 人が加入している。毎年各地で総会をもち、新しい盲人経営者を表彰し、経営を継続するように勇気づけている。

視覚障害者を対象とする職業訓練コース(都道府県別開設コース)

○ 18年度 障害者委託訓練・特別委託訓練実施状況等

(視覚障害者対象コース)

	委託先	訓練科名	訓練対象者	訓練内容、訓練の特色等(できるだけ詳しく記入してください)	訓練期間	受託機関の連絡先	19年度募集予定	備考(19年度募集期間、訓練期間)
北海道	(有)札幌第一	理療臨床科	視覚障害者のみ	あん摩・マッサージ・指圧の技術・技能習得	3月	札幌市中央区南19条西6丁目1-5 Tel.011-521-4851	無し	
秋田県	秋田魁新報社	理療衛生科	視覚障害者のみ	社内福利厚生施設におけるマッサージ業務	3月	秋田市山王臨海町1-1 018-888-1800	無し	
千葉県	NPO法人トライアングル西千葉	パソコン講習科	視覚障害者のみ	インターネット等OAソフト技術習得	1~3月	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-6-1京成稲毛ビル205 Tel.043-206-7101	予定有	未定
	(社)あかね	視障者実務科	視覚障害者のみ	ワード、エクセル等	1~3月	千葉県船橋市本中山3-21-5 Tel.047-336-5112	予定有	未定
	NPO法人ポイントマッサージ室	マッサージ実技科	視覚障害者のみ	マッサージ実技、接客	1~3月	千葉県船橋市本町4-5-16 Tel.047-426-1243	予定有	未定
東京都	(社)日本盲人職能開発センター	OA実務科	視覚障害者のみ	補償機器を活用した文書・データ処理	1年	〒160-0003 新宿区本塩町10-3 Tel.03(3341)0900	予定有(済)	募集期間(平成18年9月1日~12月15日) 訓練期間(平成19年4月5日~20年3月25日)
	視覚障害者就労生涯学習支援センター	ビジネスパソコン技能習得と就職応援コース	視覚障害者のみ	ビジネスパソコンの技能、マナー、社会・経済、法務等の知識、模擬面接や就労に必要な能力に加え、グループウェアやデータベース、プレゼンテーションの技能習得	3月	〒156-0043 世田谷区松原1-46-7 シーズ松原1F Tel.03(6379)3888	予定有	募集期間(平成19年3月中旬~) 訓練期間(平成19年5月~)
神奈川県	NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会	視覚障害者初級パソコン科	視覚障害者のみ	パソコン基礎、ワード、エクセル操作、テープ起こしの基本	3月	住所:神奈川県座間市相模が丘5-39-15 Tel.042-745-5456	予定有	(現時点では、事業者選定前のため募集期間等全て未定)
	ピアサポート(株)	視覚障害者PC・HP作成科	視覚障害者のみ	パソコン基礎、ホームページ作成の基礎	3月	住所:神奈川県横浜市荏田南5-7-6 Tel.045-948-5220		
石川県	NPO法人ピアサポート	OA活用科	視覚障害者のみ	PC基礎、ワープロ、表計算	2月	金沢市芳斉2丁目15-15第一奥野ビル405 Tel.076-231-6615	有	未定
愛知県	(福)名古屋ライトハウス	パソコンマスター音声ユーザーコース	視覚障害者のみ	読み上げソフトによるパソコン操作習得	3月	名古屋市昭和区川名本町1-2 Tel.052-757-3522	有	未定
京都府	(福)京都ライトハウス	OA基礎科	視覚障害者のみ	ワープロ、表計算、テープ起こし、インターネット	3月	〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町11 Tel.075-462-4400・FAX075-462-4402	予定有	年2回実施予定 訓練期間は未定
	(有)ティエスプランニング	OA基礎科	視覚障害者のみ	ワープロ、表計算、インターネット(音声ナシ)	2月	〒604-0847 京都市中京区烏丸二条下ルヒロセビル8F 電話・FAX075-257-6233	予定有	訓練期間は未定
	(福)京都ライトハウス	在職者訓練(パソコン講座)	視覚障害者のみ	音声リーダーを活用したインターネット利用	4日間	〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町11 Tel.075-462-4400・FAX075-462-4402	予定有	訓練期間は未定
大阪府	日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター(障害者委託訓練)	ビジネス科電話交換コース	視覚障害者のみ	電話交換業務の人材育成【取得可能な資格】(財)日本電信電話ユーザ協会の電話オペレータ技能認定証	1年	住所 大阪市鶴見区今津中2-4-37 Tel.06-6961-5521	予定有	募集期間(平成19年3月1日~3月9日) 訓練期間(平成19年4月5日~平成20年3月19日) ※応募前に委託先で面接及び適性判定を受けること
		ビジネス科会計・経営コース	視覚障害者のみ	企業経営、マーケティング分析等、ビジネスソフト活用技術	1年			
		情報処理科パソコン活用コース	視覚障害者のみ	パソコン活用による事務関連ソフトやホームページ作成等の知識、技能習得	1年			
		情報処理科情報処理システムコース	視覚障害者のみ	C言語による実践的プログラミングやネットワーク、データベース等の知識習	2年			
		OA実務科	視覚障害者のみ	ワード、エクセル操作等、ビジネスコンピューティングスキルの習得	2月			
福岡県	(有)九州マルチネット・サービス	ビジネスパソコン科	視覚障害者のみ	ワード・エクセル文書作成データ処理、インターネット活用等	3月	住所:遠賀郡水巻町下二西3丁目11-13 Tel.093-201-2037	予定有	

(一般向けコースで視覚障害の方が受講したもの)

	委託先	訓練科名	訓練対象者	訓練内容、訓練の特色等(できるだけ詳しく記入してください)	訓練期間	受託機関の連絡先	19年度募集予定	備考(19年度募集期間、訓練期間)
富山県	ブライムビジネススタッフ(株)	ビジネスワーク科	一般。ただし、5級の視覚障害者が受講例有。	ワード、エクセル、簿記、財務等事務系訓練	3月	住所:富山市千歳町1-6-18川口ビル1F Tel.0120-562816	予定無	
静岡県	大原簿記専門学校浜松校	OA販売ビジネス科	一般。ただし、2級の視覚障害者受講例有。	パソコン技術、営業販売のための知識習得	3月	住所 千432-8023 静岡県浜松市鴨江2-47-36 Tel.053-455-4419	未定	
滋賀県	ユウコム総合学院草津校	総合技能科(パソコンビジネス基礎)	一般。ただし、2級、5級の視覚障害者受講例有。	パソコン技能習得	3月	滋賀県草津市大路1丁目10-27平和堂4F	予定有	障害者委託訓練のすべての設定コースにおいて、特に特別な機器およびソフトウェアを必要としない場合には、他の障害を持つ方とともに、訓練を実施する。 また、機器またはソフトウェア等が必要な方については、委託先とのコーディネートを行い、個別の訓練の実施に努める。 1名について4月以降の実施について調整中。
		総合技能科(パソコンビジネス活用)	一般。ただし、2級、5級の視覚障害者受講例有。	パソコン技能習得	2月		予定有	
	ヨーキパソコン教室栗東駅前校	総合技能科(パソコン基礎)	一般。ただし、2級、6級の視覚障害者受講例有。	パソコン技能習得	2月	滋賀県栗東市糺2丁目4-5ウイングプラザ	予定有	
兵庫県	ハ・システム	パソコン実務科(初級)	一般。ただし、視覚障害者受講例有。	エクセル、ワード基本操作	1月	住所:兵庫県西宮市田中町5-10 Tel.0798-34-5608	未定	
	サンソフト	パソコン実務科(初級)	一般。ただし、視覚障害者受講例有。	エクセル、ワード基本操作	1月	住所:兵庫県神戸市中央区東町116-2 Tel.078-331-7605	未定	
	(株)大栄総合教育システム	パソコン実務科(初級)	一般。ただし、視覚障害者受講例有。	エクセル、ワード基本操作	1月	(明石校)住所:兵庫県明石市本町1-1-28 Tel.078-913-3496 (姫路校)姫路市東駅前町53 Tel.0792-88-8304	未定	
広島県	(株)広島情報シンフォニー	e-ラーニング	一般。ただし、1,2級の視覚障害者受講例有。	ホームページ作成	5月	住所:広島市東区牛田新町2-2-1 Tel.062-222-8211	予定有	委託先、実施時期等 未定

## ○ 職業能力開発校における職業訓練(19年度)

(視覚障害者対象)

	能力開発校	訓練科名	訓練対象者	訓練内容、訓練の特色、取得可能な資格等	訓練期間	19年度受講生募集	19年度募集有りの場合、募集人数、募集期間、試験日、訓練期間等
埼玉県	国立職業リハビリテーションセンター	ビジネスマネジメント科 視覚障害者アクセスコース	視覚障害者	視覚障害者アクセス機器の基礎的操作能力の習得を基として、パソコンによるビジネスソフトを利用した事務処理を中心に技能の習得を図るとともに、必要に応じて簿記、給与計算等の企業の事務処理業務に必要な知識・技能の習得を図る。	1年	有り	募集人数:5名 募集期間:通年(原則年9回募集締切日設定)
神奈川県	神奈川県障害者職業能力開発校	オフィスオートメーションコース	視覚障害者(平成19年3月新規学卒見込みの者ノ一般)	電話交換台取扱操作と音声表現技術及びビジネスマナーを習得し、電話応対等の案内業務に習熟するとともに、スクリーンリーダーを活用して、ワード、エクセル、メール等による事務処理ができることを目標に知識と技術の習得を図る。 【取得可能な資格】ワープロ検定、技能士補	1年	有り	募集人数:5名 募集期間:19年度生については既に終了 (定員割れが発生した場合2007年2月28日締切) 試験日:(定員割れの場合)2007年3月 訓練期間:2007年4月5日~1年間
大阪府	大阪障害者職業能力開発校	OAビジネス科	重度視覚障害者の応募も可能 ただし、次の要件をすべて満たしている方 (1)18歳以上の方 (2)身体障害者手帳所持者(または申請中) (3)症状が固定している方 (4)職業訓練を受けることにより就労が見込める方	OA化に不可欠なパソコンによる事務処理の実務能力を習得。簿記や文書事務など事務関連知識に加え、プレゼンテーション能力を養成し、ワープロ・表計算・データベース等のパソコン実習を反復することにより事務関連ソフトを使いこなすための知識と技能の習得を図る。 【取得可能な資格】簿記能力検定3級・2級(全経)、情報処理活用能力検定(J検)、ワープロ検定、表計算検定、文書デザイン検定	1年	有り	OAビジネス科の定員は20人 募集期間:平成18年12月25日~平成19年2月8日 選考日:2月23日、24日

○ 民間で視覚障害者の能力開発訓練を行う施設

	施設名	対象者	訓練科目	訓練機関	訓練開始月
東京都	(社福)日本盲人職能開発センター 〒160-0003 東京都新宿区本塩町10-3 Tel 03-3341-0900	視覚障害	OA事務科	1年	4月
				6ヵ月	
				3ヵ月	
大阪府	(社福)日本ライトハウス 視覚障害リハビリテーションセンター 〒538-0042 大阪府大阪市鶴見区今津中2-4-37 Tel 06-6704-7201	視覚障害	ビジネス科	1年	4月、10月
			情報処理科	1年	4月、10月
				2年	4月



「あはき業」関連の指導・訓練教育施設

○ 国立身体障害者リハビリテーションセンター

	訓練科名	訓練対象者	訓練内容、訓練の特色、取得可能な資格等	訓練期間	19年度 受講生募集	19年度募集有りの場合、募集人数、募集期間、試験日、訓練期間等
埼玉県 国立身体障害者 リハビリテーション センター	理療教育課程(専門)	市区町村から当センターの就労移行支援(養成施設)の支給決定を受けた、視覚に障害のある方で、宿舍での生活又は通所によって理療教育を継続的に受けることが可能な方。「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科専門課程」を希望する方については、学校教育法の規定(学校教育法第56条1項)により大学に入学することができる方、又は、中学校及び外国人学校等を卒業された18才以上の方で、当センターが実施する「個別入所資格審査」によって高等学校と同等以上の学力があると認められた方。	視覚に障害がある方を対象に、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の資格取得を目的とした養成施設。	3年	有り	2007年2月9日(必着) 第一次選考:11月中旬～下旬(申請書類による書類選考) 第二次選考:12月上旬(申請者ご本人に対する適性検査及び面接など)
	理療教育課程(高等)	市区町村から当センターの就労移行支援(養成施設)の支給決定を受けた、視覚に障害のある方で、宿舍での生活又は通所によって理療教育を継続的に受けることが可能な方。あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科高等課程」を希望する方については、学校教育法の規定(学校教育法第47条)により高校に入学することができる方。	視覚に障害がある方を対象に、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の資格取得を目的とした養成施設。	5年	有り	2007年2月9日(必着) 第一次選考:11月中旬～下旬(申請書類による書類選考) 第二次選考:12月上旬(申請者ご本人に対する適性検査及び面接など)

○ 国立視力障害センター

番号	所在地	施設の名称	施設所在地
1	北海道	国立函館視力障害センター	函館市湯川町1-35-2
2	栃木県	国立塩原視力障害センター	那須塩原市下塩原21-1
3	埼玉県	国立身体障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木4-1
4	兵庫県	国立神戸視力障害センター	神戸市西区曙町1070
5	福岡県	国立福岡視力障害センター	福岡市西区今津4820番地の1

○ 盲人ホーム

番号	所在地	施設の名称	施設所在地
1	岩手県	盛岡盲人ホーム	盛岡市本町通三丁目6番20号
2	栃木県	足利市盲人ホーム	足利市相生町385
3	埼玉県	盲人ホームあさひ園	深谷市人見1665-12
4	埼玉県	埼玉盲人ホーム	さいたま市大宮区大成町1丁目465番地
5	東京都	盲人自立センター 陽光園	中野区中野2-29-15 サンハイツ中野208
6	東京都	盲人ホーム 光の家鍼灸マッサージホーム	日野市旭が丘1-17-17
7	東京都	杉並区立杉並視覚障害者会館	杉並区南荻窪3-28-10
8	東京都	盲人ホーム 杉光園(さんこうえん)	台東区台東3-1-6
9	富山県	富山県視覚障害者福祉センター	富山市磯部町3-8-3
10	福井県	福井県視覚障害者福祉協会盲人ホーム	福井市光陽2丁目17-8 福井県視覚障害者情報文化会館内
11	山梨県	青い鳥ホーム	甲府市塩部一丁目6-20
12	長野県	長野県盲人ホーム	松本市旭二丁目11番地39号
13	岐阜県	岐阜市盲人ホーム白杖園	岐阜市京町1-64
14	静岡県	静岡医療福祉センター・ライトホーム	静岡市駿河区曲金5丁目3-30
15	愛知県	明生会館	豊橋市東松山町37番地
16	三重県	伊賀市盲人ホーム	伊賀市上野寺町1184-3
17	京都府	美鈴寮	京都市北区小山北大野町61
18	大阪府	大阪盲人ホーム	大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号
19	兵庫県	関西盲人ホーム	西宮市北昭和町3-15
20	奈良県	奈良県盲人ホーム	奈良市高畑町1096
21	鳥取県	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	米子市皆生温泉2丁目19の48
22	高知県	盲人ホーム盲ろう福祉会館	高知市越前町2丁目4-15
23	大分県	盲人ホーム喜明園	大分市中島東1丁目2-28
24	宮崎県	延岡ライトハウス盲人ホーム	延岡市山下町1丁目7番地9

資料:平成18年6月時点 厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課地域生活支援室調べ

# 視覚障害者の支援団体等

別添 5

名 称	概 要	入手できる情報
社会福祉法人 日本盲人会連合 (日本盲人福祉センター) <a href="http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/">http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/</a>	わが国の視覚障害者を主体とする団体により構成され、視覚障害者福祉の向上を目指し、組織的な活動を展開している社会福祉法人。視覚障害者に対する総合的なサービスを提供するため、全国の視覚障害者団体に対する連絡及び助成、点字情報ネットワーク、生業の安定及び職域拡大のための調査研究等の幅広い事業を行っている。	地域ごとの視覚障害に係る相談機関の情報など。
日本視覚障害ヘルスキーパー協会 <a href="http://www.healthkeeper-jp.com/">http://www.healthkeeper-jp.com/</a>	視覚障害のあるヘルスキーパー(企業内理療師)による職能団体。会員の相互の協力に基づき各自の資質の向上を図りつつ、視覚障害者の職域拡大に取り組んでいる。	ヘルスキーパー(企業内理療師)とはどのような職業か、企業がヘルスキーパー制度を導入する際のポイント、ヘルスキーパーの養成、雇用等に尽力している 学校、養成施設、団体の情報 など。
社会福祉法人 日本盲人職能開発センター <a href="http://www.os.rim.or.jp/~moushoku/">http://www.os.rim.or.jp/~moushoku/</a>	視覚障害者の通所授産施設であるとともに、視覚障害者の社会的・職業的更生に関する相談業務、事務処理や情報機器操作に係る職業能力開発訓練、職域拡大事業、啓発活動事業等を行っている。	左記事業に係る概要説明と案内。
特定非営利活動(NPO)法人 視覚障害者パソコンアシストネットワーク <a href="http://www.span.jp/">http://www.span.jp/</a>	視覚障害者のパソコン利用を推進し、アシストするためのネットワーク。視覚障害者向けのパソコン教室、サポートスタッフの養成、視覚障害者にとってのハードウェア・ソフトウェアの評価、視覚障害者にとっての有益な情報の提供を行っている。	視覚障害者向けパソコン講習の案内、視覚障害者向けのパソコンサポートをしている団体のデータベース、視覚障害者のためのPC教材のデータベース など。
社会福祉法人 日本ライトハウス 「視覚障害者生活支援情報データベース」 <a href="http://203.179.91.145/lightsearch/Top.aspx">http://203.179.91.145/lightsearch/Top.aspx</a>	視覚障害者のための生活の質を高めるための支援、就労支援、職業訓練、生活訓練、情報提供を行っている社会福祉法人。	生活支援全般の施設やサービス、情報のデータベース。
財団法人 日本盲導犬協会 <a href="http://www.moudouken.net/">http://www.moudouken.net/</a>	盲導犬の育成と視覚障害リハビリテーション事業を通して視覚障害者の社会参加を促進し、視覚障害者福祉の増進に寄与することを目的に、盲導犬訓練施設の設置運営、盲導犬歩行指導員、盲導犬訓練士及び飼育管理員の養成、視覚障害者の社会的な生活能力の改善・向上を図るための相談、指導、助言及び各種訓練等の事業を行っている。	視覚障害者と盲導犬に関する総合的な情報。
中途視覚障害者の復職を考える会 タートルの会 <a href="http://www.turtle.gr.jp/">http://www.turtle.gr.jp/</a>	中途視覚障害者による中途視覚障害者のための情報交換、復職に係る相談、調査研究などを行っている。	中途失明の人の職場復帰、あるいは再就職の事例、制度、社会資源等の情報。

名 称	概 要	入手できる情報
VIRN 視覚障害リソース・ネットワーク <a href="http://www.twcu.ac.jp/~k-oda/VIRN/">http://www.twcu.ac.jp/~k-oda/VIRN/</a>	視覚障害に関する情報リンク集。医療機関やリハビリ機関等の支援者の方々が手作りで作成、維持、更新されている。そのため、中には古い情報も含まれているが、視覚障害について総合的に情報を得ることができる。	視覚障害に関する基本概念の解説、視覚障害者へのサービスの種類と手続き、障害者団体、視覚障害関連機関リスト など。特に、「Low Vision Clinicのある病院」のリストは貴重。
日本ロービジョン学会 <a href="http://www.jslrr.org/">http://www.jslrr.org/</a>	視覚障害者の医療、教育、福祉の関係者により、ロービジョンケアに関する広範囲の基礎的および臨床的研究を行い、かつ研究者相互の交流を図る目的で設立され、活動している学会。ロービジョンケアとは、疾患の治療だけでなく、患者のQOLを高めるために、視覚的補助具の適合判定と処方、生活や就労のアドバイスを行ういわばケアからケアまでを含む包括的な視覚リハビリテーションで、視覚障害者にとって眼科医療面からの重要な就労支援の1つ。	どこでロービジョンケアが行われているか等の情報。 (「視覚障害リソース・ネットワーク」も参照のこと)
独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構 <a href="http://www.jeed.or.jp/">http://www.jeed.or.jp/</a>	障害者を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営等を行っている。障害者雇用納付金に係る業務、障害者職業センターの運営は当該法人によるもの。	就労支援のサービス、雇用マニュアル、研究調査報告書、雇用事例、就労支援機器、教材・ツール、助成金制度等の紹介 など。